

選択的夫婦別姓等、民法一部改正の早期実現を求める意見書

近年、夫婦別姓希望者はだんだん増え、特にこれから結婚しようとする若い人たちの間では、別姓を選びたいという人たちもすこしずつ出てきています。しかしながら、現民法では夫婦同姓を強制しており、結婚するときにはどちらかが改姓しなければなりません。現状では、夫の姓を称する夫婦が圧倒的に多く、妻の姓は夫と平等に尊重されているとは言えません。別姓は職業を持つ一部の女性だけの願いではなく、職業を持たない女性の中にも自分の姓を保持したいと願う人もいます。

また、少子化が進み、ひとりっ子同士の結婚も急増していますが、その中でどちらも「改姓」できなくて困っているカップルもいます。

価値観、生き方が多様化する現在、一人ひとりが自分らしく生きられるよう、選択の幅を広げるべきだと考えます。

以上、地方自治体法 99 条第 2 項の規定により、意見書を提出する。

平成 9 年 12 月 25 日

鳥取県気高郡鹿野町議会